

令和6年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務 仕様書

1 事業概要

(1) 事業の趣旨

広域による内定者研修等の開催を通じ、新卒採用者が少ない中小企業の就職内定者同士の横のつながりや先輩・後輩の関係性を深めること等により、早期離職の防止や職場定着の促進を図る。

(2) 委託事業名

令和6年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月19日まで

2 対象者

(1) 内定者

令和7年3月卒業予定者（大学、短大、専門学校、高等学校等）で、岩手県内の事業所に内定を得た者及び岩手県内の事業所に配属予定の者。

(2) 若手社員等

県内中小企業の概ね入社5年程度の若手社員及び若手社員の指導等を担当する社員（年齢や勤続年数は問わない）。

3 業務内容

(1) 研修の内容

ア 内定者向け研修

- (ア) 構成は座学研修（講義及びグループワーク等）とすること。
- (イ) 座学研修では、入社後に直面すると想定される課題をテーマとし、その解決に向けた対処法とすること。
- (ウ) 内定者が、同世代の他の内定者と共同作業やグループディスカッション等を通じて、交流を深める企画内容とすること。
- (エ) 研修会終了後のアーカイブ動画のオンデマンド配信に際し、支障のない内容にすること。

イ 若手社員等向け研修

- (ア) 構成は座学研修（講義及びペアワーク等）とすること。
- (イ) 若手社員と指導担当者の双方の立場を体験するペアワーク等を通じて、相互理解をはじめ、若手社員の効果的な指導スキル等の向上、若手社員の職場定着に資する企画とすること。
- (ウ) どの業種・職種においても実務に活かせる内容とすること。
- (エ) 研修会終了後のアーカイブ動画のオンデマンド配信に際し、支障のない内容にすること。

(2) 実施回数

ア 内定者向け研修

4回 ※4広域振興圏で各1回、1回あたり2.5時間程度を想定

イ 若手社員等向け研修

1回 ※3時間程度を想定

(3) 実施時期

県と協議の上、決定すること。

(4) 実施方法

集合形式とし、終了後アーカイブ動画をオンデマンド配信すること。

(5) 参加者の募集

研修会開催日の 45 日前までに募集チラシ案を作成し、県に提出のうえ承認を得ること。その際、県から変更等の意思表示があった場合は追加・修正を行うこと。ただし、この日程によりがたいと県が判断した場合は、受託者と県が協議して決定するものとする。

(6) 講師

研修の目的を達成するために必要な知見及び経験を有する者とする。

選定の際は、県と協議のうえ決定すること。

(7) 業務の範囲

研修に関する広報、参加者の募集、参加者や講師等の連絡調整、会場の手配、資料の作成、当日の運営等の一切の事務を行うこと。また、参加者の募集について、受託者がその責任を負うこと。

(8) アンケート調査

研修実施後は参加者及び参加企業に対し、アンケート等を行い、その結果を集計・分析して県に報告すること。

アンケート内容については、県と協議のうえ決定することとするが、若手社員等向け研修会のアンケート結果は、研修参加企業にフィードバックし、今後の支援に活用することを前提とした内容とすること。

4 成果目標

参加者数 140 人（延べ数 アーカイブ動画視聴含む）

5 関係機関等との連携

本業務の効果を高めるため、ジョブカフェいわて、各市町村商工団体等の関係機関等と積極的な連携を図ること。

6 成果物

契約満了に伴う本業務に係る成果物は、県の帰属とする。また、県と協議の上、成果物及びその他県が指示するものを作成すること。

(1) 成果物の内容

- ・ 参加者名簿（参加者が内定者の場合は、その内定企業を含む）
- ・ アンケート結果

(2) 成果物の形式、数量

- ・ 紙媒体 正副 1 部
- ・ 電子媒体 1 部

7 契約に関する条件

(1) 再委託の制限等

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

また、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該業務委託の相手方を岩手県内に主た

る営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、再委託の相手方により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に書面で通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託業務の完了の確認をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については県及び受託者間で協議の上、定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) その他

本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

8 その他の留意事項

本業務は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。